



## 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 栃木労働局一般公示第9号

令和7年10月20日栃木地方最低賃金審議会から栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、栃木県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和7年11月4日までに栃木労働局長あて(宇都宮市明保野町1番4号宇都宮第2地方合同庁舎)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください(メール・FAXは不可)。

令和7年10月20日

栃木労働局長 川口 秀人

### 記

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る栃木地方最低賃金審議会の意見の要旨

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のように定めること。

#### 1 適用する地域

栃木県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務

ハ 目視による部品の検査の業務

ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,114 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日